

寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第5号

寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成26年寒川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 歯科医療等業務従事者は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。

第7条第9号を同条第12号とし、同条第8号中「体制の構築に関すること」を「による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこと」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) フッ化物応用等の効果的な虫歯予防対策の推進に関すること。

(11) 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。

第7条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「定期的に」の前に「幼年期から高齢期までの全ての世代で」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオーラルフレイル予防に関する取組を推進すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。